

輸血療法に関する当院の方針

輸血療法を受けるうえでご意見のある方は主治医にその旨をお申し出ください。信教上の理由などで輸血療法を拒否される患者さんの場合、患者さんおよびご家族に対して検査法・治療法を含む診療内容、特に輸血療法の副作用とともに救命処置としての輸血療法の必要性をご説明いたします。そのうえで、

1. ご同意いただけました場合には、通常の手順で診療を行います。
2. 輸血療法なしでの診療が不可能あるいは輸血療法が必要となる可能性が高く、十分に説明させていただきましたうえでもご同意がいただけない場合には、当院では患者さんの診療をお引き受けかねます。ご了承ください。
3. 救急受診などの緊急時に意識障害などで患者さんご本人の意思が確認できない場合には、
 - (ア) ご家族などの代理人が代わってご同意可能な場合には代理人からご同意をいただき、通常の手順で診療を行います。
 - (イ) 代理人のご同意が得られない場合でも本人の意思が確認できないため、医師法、医療法の理念に基づき輸血療法を含む必要と考えられる治療を行います。
 - (ウ) ご家族などの代理人がいない場合にも、(イ)と同様に、医師法、医療法の理念に基づき輸血療法を含む必要と考えられる治療を行います。

当院では以上の方針で輸血療法を実施いたしております。

よろしくご了承のほどお願いいたします。